

道路特定財源の確保を求める意見書

道路は、わが国の経済活動や国民生活を支え、市民の日常生活や産業活動を支援する最も基本的かつ重要な社会資本であり、均衡ある地域づくりを進めるうえで欠くことのできない社会基盤である。

沖縄県においては、四次にわたる沖縄振興策に基づく、総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、本土との格差は次第に縮小されつつあるものの、交通基盤をはじめとする社会資本整備は、まだ十分とは言えず、なお多くの課題を残している。

本市は、古くから沖縄本島における東西南北の交通結節点としての重要な役割を担い、国道・県道・高速自動車道等と連動した都市施設・公共機関が集積する中部圏域の中核都市として位置付けられている。

しかしながら、市中心部の県道が交差する安慶名十字路及び市内各交差点では、朝夕の交通渋滞があり、市民生活や地域経済等へ損失を与えているばかりではなく、迂回車両が市民の生活道路に進入するなど、極めて危険な状態にある。また広大な米軍基地により広域的な都市構造上の制約ともなっている。

このため、渋滞緩和や中心市街地の活性化に資する幹線道路の整備、市民生活に密着した生活道路整備が急務となり、主要幹線道路から県道・市道に至る交通ネットワーク整備が緊急かつ重要な課題となっている。

よって、財政構造改革をすすめる国におかれては、今なお社会資本整備の一環として、道路整備が求められている沖縄県の状況を汲み取り、県民・市民生活の向上や地域の活性化に向け、道路特定財源を確保されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
国土交通大臣 総務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
経済財政政策担当大臣